

当該免状を添付して当該免状を交付した都道府県知事にその書換えを申請しなければならない。

都道府県知事は、前項の申請が住所に関する事項の変更である場合において、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十三条の七第五項又は第三十条の八第一項の規定により免状の書換えの申請をしようとする者に係る同法第三十三条の五第一項に規定する本人確認情報を利用し、又は当該情報の提供を受けることができるときは、免状の書換えを申請しようとする者に対し、書換えの理由を証明する書類を提出させることができる。

第九十九条 法第三十八条の四第四項の規定により免状の返納を命ぜられた者は、遅滞なく、返納を命じた都道府県知事にこれを返納しなければならない。

(免状の返納)
(液化石油ガス設備士試験)
(筆記試験の科目等)
(筆記試験の免除)
第一百一条 筆記試験の科目及びその範囲は、それぞれ第八十九条の表(実習の項目を除く。)の上欄及び下欄に掲げることおりとする。
第二百一条 筆記試験に合格した者に対しては、その申請により、都道府県において施設される次回の試験の筆記試験を免除する。

(技能試験)
第二百三条 技能試験は、筆記試験の合格者又は前条の規定により筆記試験を免された者に対する施設する事項について行なうものとする。

規則(九十六條一百三條)

規則(百五十二条第一項)	は、次の各号に掲げるものとする。
記録すべき事項	(記録すべき事項)
三 連絡先	二 施工年月日又は工事番号
一 特定液化石油ガス設備工事事業者の氏名又は名称	百八十二条 法第三十八条の十一第一項の経済産業省令で定める事項
各自に掲げるものとする。	百七十九条 法第三十八条の十一第一項の規定により、特定液化石油ガス設備工事に係る記録及び管団面を、当該工事に係る事業所において五年間保存しなければならない。
(記録及び管団面の保存の方法)	百七十七条 法第三十八条の十一第一項の規定により、特定液化石油ガス設備工事に係る記録及び管団面を、当該工事に係る事業所において五年間保存しなければならない。
[参] 電磁的方法標示基準進歩	百七十七条 法第三十八条の十一第一項の規定により、特定液化石油ガス設備工事に係る記録及び管団面を、当該工事に係る事業所において五年間保存しなければならない。
箇所に、容易に離脱しない方法により、様式第五十九による表示を付さなければならない。	百七十九条 法第三十八条の十一第一項の規定により、経済産業大臣が定める基準により作成し、保存するところが、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。
2 前項の規定によると保存する場合には、同項の記録及び管団面がうちに表示されたものに限り。に係るもの(前項に該当するものと除べ)。	百六十六条 法第三十八条の十一の規定により、特定液化石油ガス設備工事に係る供給管、配管その他の設備の見やすい表示の方針
1 必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されるところが、当該工事に係る供給管、配管その他の設備の見やすい表示の方針	百九十五条 法第三十八条の十一第一項に規定する記録及び管団面
3 第一項の規定においておかなければならない。	百八十二条 法第三十八条の十一第一項に規定する記録及び管団面
できる限り、電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されるところが、当該工事に係る供給管、配管その他の設備の見やすい表示の方針	百八十二条 法第三十八条の十一第一項に規定する記録及び管団面
必要に応じ、特定液化石油ガス設備工事に從事した液化石油ガス設備士の氏名	百八十二条 法第三十八条の十一第一項に規定する記録及び管団面
二 特定液化石油ガス設備工事の注文者は、様式第五十七に規定する届出書又は事業の廃止の届出せしむる者、様式第五十七による届書又は様式第五十八による届書を都道府県知事に提出しなければならない。	百八十二条 法第三十八条の十一第一項に規定する記録及び管団面
一 特定液化石油ガス設備工事の注文者は、様式第五十七に規定する届出書又は事業の廃止の届出せしむる者、前項に該当する者がある者は、二年を経過しない者	百四十四条 法第三十八条の十第一項の規定により同条第一項各号の事項は、法第三十八条の十第一項の規定により同条第一項各号の事項は、法定の届出
三 特定液化石油ガス設備工事の内容 施工場所及び施工月日	百三十三条 法第三十八条の十第一項の規定により事業の開始の届出をしようとする者は、様式第五十六による届書を都道府県知事に提出しなければならない。
四 施工後の気密試験の結果	百三十三条 法第三十八条の十第一項の規定により事業の開始の届出をしようとする者は、様式第五十六による届書を都道府県知事に提出しなければならない。
二 特定液化石油ガス設備工事の注文者は、様式第五十七に規定する届出書又は事業の廃止の届出せしむる者、様式第五十七による届書又は様式第五十八による届書を都道府県知事に提出しなければならない。	百三十三条 法第三十八条の十第一項の規定により事業の開始の届出をしようとする者は、様式第五十六による届書を都道府県知事に提出しなければならない。
一 特定液化石油ガス設備工事の注文者は、様式第五十七に規定する届出書又は事業の廃止の届出せしむる者、前項に該当する者がある者は、二年を経過しない者	百十一条 法第三十八条の十第一項の規定により同条第一項各号の事項は、法第三十八条の十第一項の規定により同条第一項各号の事項は、法定の届出
二 特定液化石油ガス設備工事の内容 施工場所及び施工月日	百三十一条 法第三十八条の十第一項の規定により事業の開始の届出をしようとする者は、様式第五十六による届書を都道府県知事に提出しなければならない。
三 特定液化石油ガス設備工事の内容 施工場所及び施工月日	百三十二条 法第三十八条の十第一項の規定により事業の開始の届出をしようとする者は、様式第五十六による届書を都道府県知事に提出しなければならない。
四 特定液化石油ガス設備工事の内容 施工場所及び施工月日	百三十三条 法第三十八条の十第一項の規定により事業の開始の届出をしようとする者は、様式第五十六による届書を都道府県知事に提出しなければならない。